

平成29年第5回若狭町議会定例会会議録（第3号）

平成29年9月27日若狭町議会第5回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（14名）

1番	藤本 武士 君	2番	熊谷 勘 信 君
3番	渡辺 英 朗 君	4番	島津 秀 樹 君
5番	辻岡 正 和 君	6番	坂本 豊 君
7番	今井 富 雄 君	8番	原田 進 男 君
9番	北原 武 道 君	10番	福谷 洋 君
11番	清水 利 一 君	12番	小堀 信 昭 君
13番	小林 和 弘 君	14番	松本 孝 雄 君

2. 欠席議員

な し

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 二本松 正 広 書 記 北清水 佳 代

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 下 裕	副 町 長	中 村 良 隆
教 育 長	玉 井 喜 廣	総 務 課 長	谷 口 壽
会 計 課 長	森 川 克 己	総 合 戦 略 課 長	泉 原 功
税 務 住 民 課 長	橋 本 清 考	環 境 安 全 課 長	深 水 滋
地 域 医 療 ・ 介 護 セ ン タ ー 長	中 村 俊 幸	福 祉 課 長	小 堀 勝 弘
建 設 課 長	岡 本 隆 司	水 道 課 長	藤 本 齊
農 林 水 産 課 長	森 下 精 彦	パ レ ア 文 化 課 長	飛 永 恭 子
歴 史 文 化 課 長	永 江 寿 夫	教 育 委 員 会 事 務 局 長	木 下 忠 幸

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 認定第 1号 平成28年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第 3 認定第 2号 平成28年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事
業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算
の認定について

- 日程第 4 議案第 47号 若狭町みさき漁村体験施設条例の制定について
- 日程第 5 議案第 48号 若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 49号 若狭町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 50号 若狭町公営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 51号 農地等高度利用促進事業実施計画の変更について
- 日程第 9 議案第 52号 平成29年度若狭町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第 53号 平成29年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第 54号 平成29年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第 55号 平成29年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第 56号 平成29年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第 57号 平成29年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第 58号 平成29年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第 59号 平成29年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第 60号 平成29年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第 61号 平成29年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第 62号 平成29年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第 63号 平成29年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 請願第 2号 大飯原発3・4号機の再稼働以前に30キロ圏自治体と住民への納得できる説明を求める請願
- 日程第22 請願第 3号 農業振興に関する請願書

- 日程第 2 3 請願第 4 号 農業振興に関する請願について
- 日程第 2 4 陳情第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 日程第 2 5 陳情第 2 号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する
陳情について
- 追加日程第 1 発委第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 追加日程第 2 発委第 3 号 全国森林環境税の創設に関する意見書について
- 日程第 2 6 議案第 6 4 号 工事請負契約の締結について（農山漁村振興交付金 み
さき漁村体験施設改修工事）
- 日程第 2 7 議案第 6 5 号 工事請負契約の締結について（花回廊ゲートウェイ整備
事業 縄文ロマンパーク再整備工事）
- 日程第 2 8 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ
いて
- 日程第 2 9 議員の派遣について

(午前 10時49分 開会)

○議長 (原田進男君)

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長 (原田進男君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、2番、熊谷勘信君、3番、渡辺英朗君を指名します。

～日程第2 認定第1号から日程第3 認定第2号～

○議長 (原田進男君)

日程第2、認定第1号「平成28年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第3、認定第2号「平成28年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の2議案を一括議題とします。

認定第1号及び認定第2号は、去る9月4日、予算決算常任委員会に審査を付託し、その審査報告書が提出されました。

委員長より審査報告を求めます。予算決算常任委員会委員長、坂本豊君。

○予算決算常任委員会委員長 (坂本 豊君)

予算決算常任委員長報告(決算)、平成29年9月27日。

予算決算常任委員会の平成28年度決算審査報告をいたします。

去る9月4日、平成29年第5回若狭町議会定例会において本委員会に審査を付託されました議案は、認定第1号「平成28年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号「平成28年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の2議案であります。

これらの2件の議案審査のため、9月11日及び9月12日の2日間、委員全員の出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、谷口総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

まず、認定第1号「平成28年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について」であります。一般会計決算額は歳入総額110億9,106万5,000円で、自主財源の主なものは、町税18億2,938万4,000円で16.5%、繰入金7億306万5,000円で6.3%、依存財源の主なものは、地方交付税39億6,394万1,000円で35.7%、県支出金14億5,184万円で13.2%、町債8億6,660万円で7.8%となっており、財源の約70%が地方交付税等の依存財源となっています。

歳出総額106億7,249万1,000円の主なものは、議会費9,952万1,000円、総務費18億8,747万9,000円、民生費23億7,670万1,000円、衛生費12億5,626万3,000円、農林水産費10億4,215万6,000円、土木費9億5,781万1,000円、教育費9億1,083万1,000円、公債費12億7,083万9,000円等となっており、平成28年度の財政収入状況は歳入歳出差引額4億1,857万4,000円のうち、翌年度へ繰り越すべく財源として2,743万4,000円を除いた実質収支は、3億9,114万円の黒字であります。また、特別会計及び一部事務組合の起債償還経費も考慮した実質公債費比率が15.1%、財政力指数0.348、経常収支比率は93.2%となっています。

次に、特別会計であります。11会計の歳入総額は57億5,387万3,000円に対し、歳出総額は54億9,723万6,000円で、歳入歳出差引額2億5,663万6,000円が次年度へ繰り越されています。

次に、一般会計及び特別会計の審査の過程における主な質疑を申し上げます。

総務課関連の一般会計では、

問、パレア若狭の維持管理基金、前年度末ゼロから、平成28年度から積み立てている。前年度がゼロであったのは、何かに使ったためか。

答、平成28年度にこの基金条例を策定し、新規にできた基金である。

問、自主財源である町税や消費税が減っている。毎年、当初予算では100億円までになっているが、補正予算で100億円を超える状況となっている。何割カットを絶対に行う予算組みをする方策を講じるように。

答、歳出面については、行財政改革委員会の中で事業を見直しすることを念頭におき、次年度に備えていきたい。

問、基金について、数字的に非常に厳しい状態である。現実的にどう考えているの

か。

答、一つずつの事業を見直し、財政調整基金の残高を切らないように予算を組むように検討している。

総合戦略課、政策推進室関連の一般会計では、

問、上中駅前にあるアイセック・福井であるが、熊川宿の空き家へオフィスを置いてもらえば宣伝にもなる。補助金を交付するなど、積極的に働きかけをしていないのか。

答、空き家を貸していただくところがなかった。熊川宿にオフィスをつくるPRを行い、手立ては現在行っている。アイセック・福井は現在のところ、機械を全て置いており、設備投資して移すことはない。

問、デマンド運行事業の運賃収入は、町へ入るのか。委託業者に入るわけではないのか。

答、町へ入る。

問、デマンド運行事業の延べ乗車人数は1万1,224人であるが、これは計画したときの目標を上回っているのか。

答、当初スタートより約8%の伸びがある。

次に、総合戦略課、観光交流室関連の一般会計では、

問、三方五湖ツーデーマーチ事業で、送迎用のバスに委託料はどのくらい支払っているのか。

答、平成28年度決算で、373万9,000円支出している。

問、民宿等へ出るバスは空で運行している。このことをどう思うのか。

答、業者から何人乗車したかという報告がある。0人、1人、2人のときもある。業者と交渉し、なるべく抑えるようにする。

問、温泉設備管理事業、事業総額が2,177万7,000円。平成28年度は、ポンプのオーバーホールを2年に1度、修繕をしなければならない。2年後も近い額になるのか。

答、オーバーホール修繕が約700万円程度かかるので、この近い額になると思う。

問、きららの湯を管理している年間の収支決算であるが、入湯税を差し引いて町としてどのくらい指定管理料を支払うのか。

答、入湯税については600万円が町に入る。28年度決算で約2,100万円支出しているが、1,500万円程度である。

問、三方五湖ツーデーマーチ、この事業は500万円の基金で運営しているということだが、個人が支払った参加費はどこに載っているのか。また、500万円で全ての事

業ができるのか。

答、町から500万円の補助金、参加費は450万円、寄附金は368万円、前年度の繰越金を合わせて1,700万円の事業。三方五湖ソーデーマーチ実行委員会に入る。

次に、総合戦略課、国体推進・地域活性化室関連の一般会計では、

問、福井しあわせ元気国体推進事業、花いっぱい運動は県が主体だと思うが、いわて国体視察、えひめ国体視察について県から補助はないのか。

答、競技に関することは県から補助が交付される予定だが、おもてなしに関することは各市町で負担することになっている。

問、花いっぱい運動は、県がしていると思うが。

答、花の種については、県が出してくれる。プランター、カバー等の備品も県から出ている。

次に、総合戦略課、特産振興室関連の一般会計では、

問、菓膳料理は面白いと思うが、800万円は高すぎないか。

答、菓膳料理は、熊川宿で朝食などを販売している。地元の業者、高校でつくったものをイベント等で販売している。エコファーム、女将の会、町と3者で連携している。

問、800万円は、それだけかかるということか。

答、全て合わせるとそれぐらいかかる。

次に、土地開発事業特別会計では、

問、分譲地販売が大変な中、町内の業者にもお願いしているが、効果は出ているのか。

答、平成29年度の現状は、上瀬、天徳寺1区画ずつ購入者があり、上瀬では13区画、天徳寺では14区画売却した。

次に、農林水産課関連の一般会計では、

問、獣害防止柵整備はどこが残っているのか。全て整備できたのか。

答、気山の一部、西田地区整備が進んでいない。

問、その地域は順番待ちか、それとも気がないのか。

答、ほとんどの集落はできているが、集落間の間が長い場所、人出がなく負担が多いため。

問、防止柵整備をして、有害鳥獣の捕獲量はふえているのか減っているのか。

答、年々、わずかだが減っている。

農業者労働災害共済事業特別会計では、

問、平成28年度の実績で災害補償費は23万5,245円である。蓄えられている額は約800万円ある。保険加入者に対し、還元することを考えないのか。

答、制度のあり方だと思うが、認定農家の要望もあり事業を推進している。今後、勘案して事業の成り立ちを考える。

次に、環境安全課関連の一般会計では、

問、自主防災組織であるが、若狭町でどれくらいあるのか。

答、7割を超えるぐらいの集落で、63集落ある。

問、補助金の基準はあるのか。

答、各集落3万円を上限としている。100世帯を超える集落は5万円。

次に、町営住宅等特別会計関係では、

問、収入未済額の28年度が127万9,650円、過年度分が130万9,000円とあるが、Cネットに譲渡し町から手が離れたが、この未済部分は誰が徴収するのか。

答、Cネットが徴収し、町へ収納をする。

問、あじさい団地の改修費について、集合住宅跡地整備基金から支出しているとのことだが、28年度末の基金状況から見て支出状況が確認できない。今回の決算書にある改修費を、集合住宅跡地整備基金から支出したということが資料にないままの説明である。徴収した住宅使用料から支出しているのか。

答、基金に積み立てていた金額については、町営住宅の起債償還が多いときがあり、取り崩しをした事情があった。平成26年度は積み立てを行い、平成27年、28年については、改修工事に充てるため基金の積み立てをせず、住宅使用料を直接工事に充当しているの、御理解をお願いします。

次に、建設課関連の一般会計では、

問、三方PAスマートIC整備事業の進捗状況は。

答、28年度末での予算執行状況は、おおむね50%である。契約は全て終了している状況。

水道課関連の簡易水道事業特別会計では、

問、古くなってくると水道管が傷み、水漏れ等が起こる。個人のメーターだとメーターがふえるのでわかるが、それまでの部分が壊れたときは水道課でわかるのか。

答、下水道委員が各集落におり、下水道委員から情報提供や道路に水がにじんでいるようだと現地に出向き修繕をする。

農業集落排水処理事業特別会計では、

問、電話料が69万8,755円、手数料が2,285万3,847円となっているが、各集落排水処理施設には事務員もいないと思うが、電話料とはどのようなものを指しているのか、手数料は何か。

答、処理場の施設が壊れたときに、通報が入ってくるその際に電話料がかかってくる。手数料については、各処理施設の汚泥の運搬、9地区分の水質管理検査等の手数料。

漁業集落排水処理事業特別会計では、

意見、この会計だけ、不能欠損はゼロである。ほかの会計でもこのように努力するように。

公共下水道事業特別会計では、

問、若狭町下水道事業基金は、2億4,278万8,086円の基金がある。今回1,550万円の基金を取り崩し、繰り入れを行っている。平成28年度は特別な工事で経費がかかったのか、これからずっと基金を取り崩していくのか。

答、機能診断を同時期に行っている。28年度はシステム改修、ポンプの修繕等大きな工事があった。現在、どれだけ老朽化しているか調査中で今後検討していく。

税務住民課関連の一般会計では、

問、町民税の収入未済額302万42円。この額は、5年経過すると不納欠損にするのではないのか。

答、地方税法により、不納欠損にするには徴収期限が5年間と定められている。その5年間については、5年間が経過し古いものから不納欠損に計上していく。この収入未済額の一部が不納欠損に計上されるものが多い。

国民健康保険特別会計では、

問、今まで福祉課が所管課であった。補正予算もあるが、それも税務住民課が所管課であるのか。

答、本年5月の機構改革により、窓口一元化で国民健康保険及び後期高齢者医療は税務住民課が所管ということになった。

問、県は「保険料は若狭町が福井県で1番高い。15.8%高い。約11万円でいける」というのが県の考え方である。なぜ、若狭町は値上げをしようとしているのか。

答、平成29年度に実施した場合、このような状況になる。金額については赤字補填分として、一般会計から繰り入れを行っている。基金繰り入れは行っていないが、それを加味した上で低くなるということ。赤字補填分と均衡を合わせながら検討をする。

後期高齢者医療特別会計では、

問、後期高齢者医療保険制度に係る医療費、自己負担分が1割になっている。加入者全体が1割であるのか。

答、所得に応じて違う。一般的に1割ということ。

問、1割負担の方は何パーセントおられるのか。

答、3割負担は2%。1割負担は98%である。

地域医療・介護センター、保険医療課関連の一般会計では、

問、特定健診は水際対策である。家庭の味噌汁などの塩分指導、家庭内まで入り込める取り組みを。

答、福井県での受診率が2位である。このまま継続していく。福祉課の包括とも打ち合わせして、体操の普及・健康指導・栄養指導、総合的に事業の見直しを検討している。

直営診療所特別会計では、

問、小浜病院から依頼されている受託収入のシステムと往診システムとは、どのような関係があるのか。往診は外来に入るのか。往診件数はどう集計するのか。

答、受託収入については、若狭町には県の僻地指定を受けた地区が4地区ある。医療機関として診療に行けるのは公立小浜病院だけである。遠いので、近隣医療機関に委託している。巡回診療は、若狭町独自で医療機関が遠いということで、加藤医院に依頼している。往診については外来収入となる。外来に分類されるので、件数も外来になる。

福祉課関連の一般会計では、

問、敬老会事業、参加者数は1,188人であるが、対象者全体に対して何パーセントであるのか。

答、平成28年度で対象人数が3,099人に対し、参加者数1,188人で、参加率は38.3%である。

問、地区単位のため参加者が少ない。集落単位にできないか。また、条例等があるのか。

答、各地域づくり協議会にお願いをしている。地域づくり協議会の中で、地区ではなく各集落で行うということになれば、地域づくり協議会で判断をしていただく。

介護保険特別会計では、

問、一般会計繰入金2,411万6,000円。これはパレアのという説明があったが、詳細に説明を。

答、償還金については、やすらぎセンターを建設するときに平成8年、9年で1億2,500万円の借入れをしている。パレアについては、平成16年に2億8,40

0万円の借り入れをしている。やすらぎセンターは、平成29年度で償還が終了する。パレアについては、平成46年まで償還することになっている。

問、パレアの建設費か。なぜ、介護保険サービス事業勘定会計から支出するのか。

答、パレア建設のデイサービス、介護保険施設として申請してあるので、それに係る分として繰り入れをしている。

教育委員会関連の一般会計では、

問、平成28年度に上中中学校教諭の過労死問題があった。部活動に一般の方に協力してもらおうという話があった。教師の過労死を防ぐことが目的、重要な事業である。そのことについて何もないが、どうなっているのか。

答、このことは日本全国の問題で、平成29年度より県でさまざまな支援制度がつけられ、新事業を活用し外部指導者を取り入れる。

問、何も手を打たずに現在に至っているのか。県や国に関係なく、若狭町独自で進めなければならない。

答、100時間、時間外を超えている教師については、なぜ超えているのか校長会で原因究明と指導をしている。徐々に改善に向けて検討委員会を立ち上げ進めている。

以上、審査の経過と概要を申し上げました。

審査の結果、認定第1号「平成28年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。2件の反対討論があり、採決の結果、委員多数の賛成をもって認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号「平成28年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」であります。水道事業会計では、収益的収入は1億3,209万3,000円、収益的支出が1億2,737万7,000円で、差引当年度純利益は471万6,000円となっています。

また、資本的収支では、6,799万4,000円の資金不足で、過年度分損益勘定留保資金等で補てんされています。

工業用水道事業会計では、収益的収入が5,400万5,000円、収益的支出が3,402万6,000円で、純利益1,997万9,000円です。

上中診療所事業会計では、収益的収支の状況は総収益4億9,087万6,000円、総費用5億7,929万3,000円で、当年度は8,841万7,000円の純損失となっています。

資本的収支では、療養病棟の改修工事などを実施し、不足する額7,055万9,000円は、積立金の取り崩し及び過年度損益勘定留保資金で補てんをしています。

次に、企業会計の審査過程における主な質疑を申し上げます。

水道事業会計では、

問、公営企業会計決算書の流動資金の未収金が2,794万4,787円あるが、収入未済調査書にある水道料金収入未済額のほかにあるのか。

答、企業会計は3月31日で決算する。国庫補助金、県補助金が4月に入ってくることもあり、予算決算委員会の収入未済調査書の数字と一致しない。

工業用水道事業会計では、

問、雑収益で2,008万9,448円、長期前受金戻入で1,559万9,016円。これは、日本電気硝子株式会社からの分だと思う。本来、この分がなければ実質赤字ではないのか。

答、雑収益2,008万9,448円は、ほとんど日本電気硝子株式会社の分である。

上中診療所会計では、

問、院内薬局と院外薬局があるが、その判断は。また、院内薬局が必要か。

答、医師の判断によるものだが、院内50%、院外50%である。入院病床が19床あり、入院患者の薬は院内薬局で管理しなければならない。月に1回、医師、看護師も含めた経営会議を持っていて、これから議論をする。

問、キャッシュフロー計算書の資金期末残高から見て、借り入れを行わなくても大丈夫か。

答、現在はしていないが、約4億円程度の工事発注をしたので前渡金も必要になる。人件費で賞与支払いの時期に、一度借り入れが必要になる。

以上、審査の経過と概要を申し上げます。

審査の結果、認定第2号「平成28年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」は、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって認定すべきものと決しました。

以上、予算決算常任委員会の決算審査報告を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（原田進男君）

委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、認定第1号「平成28年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。12番、小堀信昭君。

○12番（小堀信昭君）

ただいま議長のお許しを得て、認定第1号「平成28年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」の反対の討論を行います。

本件は、一般会計、特別会計を含めての一括での認定であり、平成28年度若狭町営住宅等特別会計以外は私は賛成であります。

平成28年度若狭町営住宅等特別会計における改修工事は、平成19年4月11日付の議会説明資料の5の項目で、建物の増築・改修・修繕についてで、建物の修繕は規模にかかわらず全て指定管理者において対処すると記載された確認事項があったので、一般質問でも質問し、確認事項どおり履行するように質問しましたが、27・28年度でその改修がなされ、合計4,608万3,000円のうち、2,262万7,000円が28年度で執行されております。

平成27・28年については、改修工事に充てるための集合住宅跡地整備の中から住宅修繕基金の積み立てをせず、住宅使用料を直接工事に充当しております。

また、今後の跡地整備基金の計画説明がないままでありますので、反対をいたします。

○議長（原田進男君）

次に、原案に賛成者の討論を許します。11番、清水利一君。

○11番（清水利一君）

ただいま、平成28年度一般会計決算の中で、集合住宅委託管理についての異議がありということ、認定しないという説に対して反論の意見を述べたいと思います。

これは、10年間集合住宅委託管理について、我々は認めてきたわけであります。そして、その管理については平成28年3月31日までは運営と決算内容に不備はないものと確信したものであります。平成29年度、本年度の施設用途の追考による課題については、また別問題でもあります。そのことを一緒くたにして認定の判断にするのは、私は議会運営面から見てもいかななものかと思えます。

平成28年度は、決算は決算であります。決算から読み取れる課題と方向性については提案提起して是正し、平成29年度と今後につなげていくのが議会運営としての役割ではないでしょうか。よって、私は平成28年度一般会計決算については認定すべきも

のとして意見を述べ、討論とします。

○議長（原田進男君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第1号「平成28年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（原田進男君）

起立多数です。したがって、認定第1号「平成28年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号「平成28年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第2号「平成28年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、認定第2号「平成28年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定されました。

～日程第4 議案第47号から日程第25 陳情第2号～

○議長（原田進男君）

次に、日程第4、議案第47号「若狭町みさき漁村体験施設条例の制定について」から、日程第25、陳情第2号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情について」までの22議案を一括議題とします。

この22議案については、去る9月4日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。

それぞれの常任委員長から審査報告書が提出されました。

各常任委員長から審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会委員長、渡辺英朗君。

○総務産業建設常任委員長（渡辺英朗君）

総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る9月4日、平成29年第5回若狭町議会定例会において本委員会に審査を付託されました案件は、議案3件及び請願3件、陳情2件であります。

議案審査のため、9月14日午前9時15分より委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、谷口総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、議案第47号「若狭町みさき漁村体験施設条例の制定について」は、廃校となった若狭町立岬小学校及び三方中学校岬分校を漁村体験施設に改修し、指定管理者による管理を行うもので、説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑では、

問、条例の第17条、損害の賠償の中に、「町長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償の全部または一部を免除することができる」とあるが、具体的には運営規定などを定めて管理していくのか。

答、地元の意見を十分考慮し、今後指定管理審議会において決めていく。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号「若狭町公営住宅管理条例の一部改正について」は、公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令などの施行に伴い、条例の改正が必要となるもので、説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑では、

問、条例改正に該当する認知症患者や高額所得者はどのくらいおられるのか。

答、現在、公営住宅入居者の中に認知症患者はおられない。また、高額所得者につい

でも収入基準内であり該当される方はいないと認識している。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号「農地等高度利用促進事業実施計画の変更について」は、平成28年度より気山地区において農業基盤の整備と大区画化に取り組んでいる事業で、事業地域の拡大に伴い実施計画の変更が必要となったもので、説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑では、

問、先日、雨が降った際に現場を確認したが、水につかっている箇所があった。久々子湖の水位が上昇すると逆流し、塩害を起こすと計画書に記載されているが、かさ上げはどのくらい施工されるのか。また、台風なども想定し、地元の方とも現地を確認した上で工事を進める考えはあるか。

答、かさ上げは、大きいところで80センチほど上がる。地元の方と現況を確認し、十分連携しながら最良な方法で工事を進める。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号「大飯原発3・4号機の再稼働以前に30キロ圏自治体と住民への納得できる説明を求める請願」は、紹介議員である北原武道議員より請願内容について説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑はなく、意見として、

意見、おおい町議会が8月31日に現地視察を行い、9月8日再稼働に同意している。今後は、県の同意が焦点となってくると思うが、立地自治体と準立地自治体の安全協定についても格差があり、国のエネルギー計画も関連してくると思う。

また、同じ内容の陳情が小浜市議会にも提出されているが、常任委員会ではなく、地域防災・原子力安全対策特別委員会に付託され、慎重に審査されると聞いた。若狭町議会では、原子力関係の請願は総務産業建設常任委員会に付託されてきたが、当議会にも原子力発電安全対策特別委員会が設置されており、視察等も行っているため、付託のあり方についても今後検討する必要があると思うとの意見がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の反対をもって不採択と決しました。

次に、請願第3号「農業振興に関する請願書」及び請願第4号「農業振興に関する請願について」は、請願内容が同一であるため一括審査とし、紹介議員である島津秀樹議員と熊谷勘信議員より請願内容について説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑では、

問、請願事項の3項目とも町に対する要望となっているが、仮に採択された場合、町に対してどのような形で要請していくのか。

答、意見書を提出することは考えていない。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、採択すべきものと決しました。

次に、陳情第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」は、質疑の中での意見として、

意見、この陳情は毎年提出されており、採択をして意見書を提出している。今回も内容を確認したが、採択してよいと思うとの意見がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第2号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情について」は、質疑の中での意見として、

意見1、先日の新聞に、「平成29年度税制改正大綱」の方針も踏まえ、全国大会が開催され要望が決議された記事が掲載されていた。福井県では、大野市議会や池田町議会など9つの議会が議員連盟に加入しており、この陳情を採択し意見書を提出すべきであると思う。

意見2、平成24年9月に同団体からの陳情を受けて、「地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書」を提出した経緯があるとの意見がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって採択すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（原田進男君）

教育厚生常任委員会委員長、福谷洋君。

○教育厚生常任委員会委員長（福谷 洋君）

教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る9月4日、平成29年第5回若狭町議会定例会において本委員会に審査を付託されました案件は、議案第48号、議案第49号の2議案であります。

議案審査のため、9月15日午前9時より委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、谷口総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を

開催し、慎重に審査いたしました。

議案第48号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、説明を受けた後、質疑に入りました。

審査の過程における主な質疑では、

問、認定こども園について最近よく見かけることがあるが、今後こども園でないと保育園では施設を建設するときに補助が出ないということがあるのか。

答、現在はそのようなことはない。

問、認定こども園は、嶺南市町ではどこにあるのか。

答、敦賀市と小浜市にあると聞いている。

問、若狭町は今後も保育園、保育所のままであるのか。

答、町立保育所については現状のままでと考えている。ただ、近隣市町で認定こども園がふえてくると、状況を見ながら対応を考えていかなければならないと思っている。

問、認定こども園等の内容について説明してほしい。名称を変えているだけで、内容がわからない。

答、認定こども園については4つの形がある。幼保連携型認定こども園は、国がこのような形をとるということである。幼稚園型認定こども園は、幼稚園に保育所の機能を持たせているものである。保育所型認定こども園は、保育所に幼稚園機能を持たせているものである。そこで、地方裁量型認定こども園というのがあるが、特徴的な性質のものはない。このように4つの形態がある。

問、中身がどう違うのかということを知っている。

答、職員配置基準、給食の提供、開園時間など各地域の実情に応じ設定をするなど規定があるが、内容的には大差はない。

問、幼稚園は文科省管轄、保育所は厚労省管轄というのは変わらないと思うが、幼保が一緒になったということで、いろいろなことがよくなっている。このようなことも鑑みて、運営が取り組みやすいと解釈すればいいのか。

答、そのとおりである。

問、以前、テレビ放映を視聴していたときに、都会から帰ってきたお寺の方が保育所を開設していた。多分認定こども園であると思うが、普通の保育所であると保育士等のさまざまな基準があると思う。認定こども園は開設しやすいという面もあるのか。

答、基準はあくまでもそのままであると思う。幼保連携型認定こども園ということになると思う。これは、内閣府が所管となっている。

問、内閣府が所管とあるということであったが、ある病院が運営しているのは、事業

所内保育事業か。

答、事業所内保育事業にはなっていない。託児施設的なものであると理解していただきたい。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号「若狭町介護保険条例の一部改正について」説明を受けた後、質疑に入りました。審査の過程における主な質疑では、

問、今まで被保険者とは第1号、2号被保険者となっていたのが1つになったということは、全文中の被保険者というのが第2号被保険者であったということか。

答、被保険者とは、第1号、第2号とも関係する。今までは、配偶者、その属する世帯主ということは第1号被保険者のみ該当していたというのを、第2号も該当するというように改訂をされたということ。

問、第1号被保険者と第2号被保険者の違いは何か。

答、第1号被保険者は65歳以上の方。第2号被保険者は40歳から64歳の方であるが、特定疾病、特に例えばがん、脳血管疾患、関節リウマチなどを発症されている方については介護保険認定を受けることができ、認定されれば介護サービスを受けることができるということ。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（原田進男君）

予算決算常任委員会委員長、坂本豊君

○予算決算常任委員会委員長（坂本 豊君）

予算決算常任委員会の平成29年度補正予算審査報告をいたします。

去る9月4日、平成29年第5回若狭町議会定例会において本委員会に審査を付託されました議案は、議案第52号「平成29年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」から議案第63号「平成29年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）」の12議案についての審査報告をいたします。

議案審査のため、9月19日午前9時より委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、谷口総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その主な内容を報告いたします。

まず、議案第52号「平成29年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」では、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4億7,053万4,000円を追加し、予算総額を103億1,244万円とするもので、歳入の主なものは、普通交付税額の確定により6,012万5,000円の増額。

繰越金については、平成28年度の決算に基づき2億9,113万9,000円を増額し、国庫支出金1,540万9,000円の増額、県支出金2,225万3,000円の増額、基金繰越金9,100万円の増額などがあります。また、減額するものは、町債1,600万の減額であります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費全体で2億288万円の増額であります。その主なものは、ふるさと納税推進事業310万4,000円の増額、財政調整基金の積立金に1億9,600万円の増額であります。

民生費全体で2,439万1,000円の増額であります。臨時福祉給付金事業614万6,000円、一般障害者事務費事業443万、保育所総務管理事業1,200万であります。

衛生費全体で6,992万4,000円の増額であります。その主なものは、公立小浜病院組合負担金事業6,828万9,000円などの増額であります。

労働費では59万1,000円の増額であります。

農林水産費全体で4,770万1,000円の増額であります。その主なものは、山ぎわ集落間伐促進事業に963万8,000円の増額、海岸堤防等老朽化対策事業に3,150万円の増額であります。

商工費全体で565万5,000円の増額であります。その主なものは、地域振興商品券事業に372万円の増額であります。

土木費全体で9,830万4,000円の増額であります。その主なものは、除雪対策事業に8,132万5,000円の増額、道路新設改良全般事業に930万円の増額であります。

教育費全体では2,108万8,000円の増額であります。その主なものは、熊川保存整備事業に1,970万円の増額であります。

以上が、一般会計補正予算の概要であります。

それでは、一般会計補正予算審査の過程における主な質疑を申し上げます。

歴史文化課関連では、

問、ミュージアム整備については新たな事業であるので、なぜ当初予算、または議案

として提出しないのか。

答、補助金確保等が事前に知らされている場合は、当初予算として計上する。補正予算については補助金申請を行い、確定された場合に補正予算の議案として計上している。

次に、農林水産課関連では、

問、大石谷は小石川の上か。以前につくった作業道ではなく新たにつくるのか。

答、作業道については新たにつくるということ。場所については奥のほうとしかわからない。

次に、パレア文化課関連では、

問、パレア若狭管理事業の修繕費100万円。タイルの修繕は今まで何回しているのか。

答、今年の大雪でタイルの中に水が入り割れたもので、歩行に支障が出ている。

問、地盤そのものがおかしいのではないか。

答、下のコンクリート自体がいびつになってきているので、多分おかしいと思う。

次に、教育委員会関連では、

問、全国大会出場補助金138万8,000円。父兄が応援に行くがその分は補助しているのか。

答、登録選手と補欠登録選手で、旅費と宿泊料について補助をしている。

問、優秀選手等に報償金制度は設けられていないのか。

答、現在、そのような制度はない。

以上、議案第52号「平成29年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」審査の結果、討論はなく、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計補正予算の主な内容について申し上げます。

まず、議案第53号「平成29年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」ですが、国などへの返還金、基金積立金など7,283万円を増額し、予算の総額を21億1,410万5,000円とするものです。

次に、議案第54号「平成29年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」ですが、広域連合への納付金1万5,000円を増額し、予算の総額を1億6,917万4,000円とするものです。

次に、議案第55号「平成29年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」ですが、基金積立金など502万3,000円を増額し、予算総額を9,973万円とするものです。

次に、議案第56号「平成29年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」ですが、基金積立金、国庫金への返還金など7,503万4,000円を増額し、予算総額を20億3,917万9,000円とするものです。

次に、議案第57号「平成29年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」ですが、基金積立金、白屋地係配水管布設替2,368万3,000円を増額し、予算総額を1億7,548万2,000円とするものです。

次に、議案第58号「平成29年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第1号）」ですが、基金積立金89万7,000円を増額し、予算総額を274万7,000円とするものです。

次に、議案第59号「平成29年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」ですが、基金積立金206万8,000円を増額し、予算総額を4億1,156万3,000円とするものです。

次に、議案第60号「平成29年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」ですが、消費税納付金の増額により47万1,000円を増額し、予算総額を3,903万6,000円とするものです。

次に、議案第61号「平成29年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」ですが、基金積立金、年稿施設に伴う下水管工事により、1,863万8,000円を増額し、予算総額を5億8,227万2,000円とするものです。

次に、議案第62号「平成29年度若狭町営住宅特別会計補正予算（第1号）」ですが、町営住宅修繕、基金積立金により254万1,000円を増額し、予算総額を4,335万5,000円とするものです。

次に、議案第63号「平成29年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）」ですが、基金積立金により1,478万9,000円を増額し、予算総額を1億1,163万7,000円とするものです。

審査における主な質疑を申し上げます。

簡易水道特別会計関連では、

問、当初予算に計上できなかつたら、一般会計から一時的に借りておき、繰り越しが出たらその分で返すという考えはないのか。

答、基本的には補正予算に計上するのは、急に物事があった場合、財源をどうするかとなったときに繰越金で対応している。

公共下水道事業特別会計関連では、

問、福井県年稿施設建設に伴う下水道工事で、不等沈下が起きて管がずれて外れるこ

とがあった場合、県が保障負担するのか。

答、公共ますを公道から1メートル以内のところに設置し、公共ますから公道側は町で管理する。公共ますから施設側については施設の管理となり県の負担となる。

漁業集落排水処理事業特別会計関連では、

問、漁業集落排水処理事業特別会計だけ消費税を繰越金から支出している。当初予算で消費税分を計上しなかったのか。

答、当初予算で計上しているが、消費税が増額となり、当初予算より多くなったため今回補正計上した。

以上、議案第53号「平成29年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」から議案第63号「平成29年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）」の11議案については、審査の結果、討論はなく、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の補正予算審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（原田進男君）

以上で、委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。

（午後 0時00分 休憩）

（午後 0時57分 再開）

○議長（原田進男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第47号「若狭町みさき漁村体験施設条例の制定について」に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第47号「若狭町みさき漁村体験施設条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第47号「若狭町みさき漁村体験施設条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第48号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第48号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号「若狭町介護保険条例の一部改正について」に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第49号「若狭町介護保険条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第49号「若狭町介護保険条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号「若狭町公営住宅管理条例の一部改正について」に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第50号「若狭町公営住宅管理条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第50号「若狭町公営住宅管理条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号「農地等高度利用促進事業実施計画の変更について」に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第51号「農地等高度利用促進事業実施計画の変更について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第51号「農地等高度利用促進事業実施計画の変更について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号「平成29年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」に、対する討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第52号「平成29年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第52号「平成29年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号「平成29年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第53号「平成29年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第53号「平成29年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号「平成29年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第54号「平成29年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第54号「平成29年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、議案第55号「平成29年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第55号「平成29年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第55号「平成29年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号「平成29年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第56号「平成29年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第56号「平成29年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号「平成29年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第57号「平成29年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第57号「平成29年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号「平成29年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第58号「平成29年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第58号「平成29年度農業者労働災害共済事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号「平成29年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)」に対する討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

議案第59号「平成29年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1

号) 」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第59号「平成29年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号「平成29年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第60号「平成29年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第60号「平成29年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号「平成29年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第61号「平成29年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第61号「平成29年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号「平成29年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」に

対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第62号「平成29年度若狭町営住宅等特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第62号「平成29年度若狭町営住宅等特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号「平成29年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算(第2号)」に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

議案第63号「平成29年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第63号「平成29年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号「大飯原発3・4号機の再稼働以前に30キロ圏自治体と住民への納得できる説明を求める請願」に対する討論を行います。討論の通告がありますので、原案に賛成の発言を許します。9番、北原武道君。

○9番(北原武道議員)

請願第2号「大飯原発3・4号機の再稼働以前に30キロ圏自治体と住民への納得できる説明を求める請願」に賛成の討論を行います。

大飯原発3号機は来年の1月中旬、4号機は3月中旬に再稼働が予定されています。

立地自治体のおおい町では新聞紙上などで不十分さが指摘されているとはいうものの、曲がりなりにも7月20日に、約200名の住民参加のもとで、経済産業省、資源エネルギー庁、内閣府、関西電力による住民説明会が行われました。

本請願は大飯原発の活断層による危険性、住民避難の困難さ、使用済み核燃料の処理の困難さなど、6項目の問題点を指摘した上、30キロメートル圏の本町で住民説明会を行うよう本議会として、国・県・関西電力に要請することを求めるものであります。一旦、重大事故が起これば、準立地も立地と違いはないというのが、福島第一原発事故を目の当たりにした本町町民の実感でした。それは忘れてはならない歴史の教訓です。

大飯原発が再稼働されようとしているなら、本町町民に対しても事故などの不安に答えるべく、事前に丁寧な説明があつてしかるべきです。現状でそのような説明会の予定がないのなら、国・県・関西電力などにその実施を求めるのは、町民に寄り添った議会本来の姿であろうと思います。

以上の理由により、私は本請願採択すべきものと考えます。

ありがとうございました。

○議長（原田進男君）

次に、原案に反対者の討論を許します。11番、清水利一君。

○11番（清水利一君）

大飯原発3・4号機の再稼働以前に30キロ圏自治体と住民への納得できる説明を求めるもので、国、原子力規制委員会と県に対する意見書、関西電力に対する要請書ですが、不採択の立場から意見を述べたいと思います。

この内容は、6件の主な請願趣旨から3項目の要旨を請願とするものですが、原発推進反対のための反対組織でつくる全国の議員ら267人らが既に同内容で8月31日に、県と県議会に要請書を提出されております。現時点ではおおい町会は、今月8日に安全確認できたとして全会一致で同意され、おおい町長も19日の視察をもとに同意判断をされ、県に報告されたと報道されております。そして規制委保安規定を認可もされて、県の同意が焦点と今現在なっているところです。

今のところ、県と県会はプラントの安全性が確保されているかの確認や、再稼働の必要性、国の安全審査や事業者の安全対策の実施状況、また県が事業者に要請している事項等を勘案し現地でも安全性を確認するとし、また県の原子力安全専門委員会の今までの審議状況をもとに、県民に信頼を得られる判断をしたいと答弁もされております。そのため、県会も21日に視察し、22日には原子力規制庁や内閣府などから説明を受けたと報道もされております。原発立地県として、この要請内容を加味し、厳しい注文を

していくのは当然で宿命の責務ではないでしょうか。

我が町は小浜市と同様、準立地自治体であります。原発推進反対の自治体でないこととは言うまでもありませんが、しっかりと再稼働をめぐる注視をしていくことが大事だと思っております。なお当議会でも小浜市と同様、原子力安全対策特別委員会が設置されておりますので、準立地自治体とも連携をされて、総括されていくことを期待するものであります。よって、この請願は不採択にすべきものとして意見を申し上げ討論いたします。

○議長（原田進男君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

請願第2号「大飯原発3・4号機の再稼働以前に30キロ圏自治体と住民への納得できる説明を求める請願」を採択することに賛成の諸君は、起立願います。

[起立少数]

○議長（原田進男君）

起立少数です。したがって、請願第2号「大飯原発3・4号機の再稼働以前に30キロ圏自治体と住民への納得できる説明を求める請願」は、不採択とすることに決定しました。

次に、請願第3号「農業振興に関する請願書」を議題としますが、請願第4号「農業振興に関する請願について」と請願の趣旨及び内容が、同一であることを判断しましたので、一括審議としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。よって、請願第3号「農業振興に関する請願書」及び請願第4号「農業振興に関する請願について」を一括議題とします。

請願第3号及び請願第4号の2議案に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。13番、小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

それでは、本議案の反対討論をいたします。文章としてまとめておりませんので、お

聞き苦しい点もあろうかと思いますが、一部資料が午前中手元に来たりいたしましたので、ひとつ御了承願いたいと思います。

本請願は農業振興に関する請願ということで、若狭 J A、それから敦賀美方 J A から、2 件からいただいたものでございますが、その請願趣旨をずっと読ませていただきますと、最後のほうに「関係当局に要請いただきますよう請願いたします」というふうな文書でございますが、請願書等の文書は一切要りませんというふうな話であります。まずこれをもって、真剣みがどこに J A はあるのかなど。やはりやる気であれば、きっちりそういう請願書を行政に提出してお願いしてほしいというのが筋じゃなかろうかと思いますが、そういうことじゃないようでございます。

請願事項でございますが、3 点でございます。

1 つ目ですけれども、来年 3 0 年以降の生産調整見直しに係る行政の関与に関してということで、若狭町が積極的に水田園芸振興策を講じること。それから 2 つ目でございますが、所得安定対策の支援強化に関することとして、若狭町独自の振興対策を講じること。

このように、この 2 点とも若狭町がちゃんとやりなさいよと、どういうふうなことやなしに総花的な話できております。私が思いますには、この種のもの J A が、今までそれを専門的にやってまいりました。特に全中を中心として、大変な組織でやってきたわけですから、いろんなノウハウその他は彼らが持っているはずでございます。だからこういう要望に対しては、J A としてはこういうことをやろうとするから、若狭町も側面的に応援してくれというふうな、おんぶにだっこじゃなしに、ここまで来たからこれはあと行政頼みますよというふうな請願になるべきであります。

3 点ございまして、もう 1 点、県下学校給食に係る県産食材の提供に関して、これもさらなる地元産食材の円滑な活用に向けた協議を進めること。自分たちはこうやって進めております、この辺で困っているのでも何とか協力をお願いしたいじゃなしに、行政中心に、とにかくさらに円滑な活用をお願いしたいということでありますけれども、どんな感じかなというふうに、資料を取らせていただきました。これには地場産食材の使用率、それから品目数が載っております、平成 2 0 年度から、実は今年度の 6 月まで、半年に 1 回、ずっと調査しているんですね。なかなか大変な調査でございます。調査品目としては、米、牛乳を除くほかの食材と、米と牛乳除いてるんです。それでいきますと、平成 2 0 年度に地場産食材使用率、これが 3 5. 6 % でした。去年 4 4. 9 %、1 0 % 程度上がっております。

それから地場産食材使用品目数という項目がございまして、平成 2 2 年度は 1 8. 5

品目でしたけれども、28年度は27.6品目、どちらも10ポイント以上、平成20年度から上がるとのわけですね。若狭町のデータ見ますと、福井県下では1番に近いような、どちらも数字になっています。

私思いますと、行政はこの十数年間、地産地消を名目に、何とか若狭町のいろんな産業も復活させようと頑張ってきました。それがこういう実は結果になってきているわけです、現実。これをさらにふやしていこうとすれば、そこに収めている業者の努力、どこがまずいんでこれだけなんかな。当然ここまでの調査をやってる会社でしたら、JAでしたらそういうことを調べて、自分たちが積極的に商売というのをやっていかなければいけないと私は思うわけです。一から十まで行政をお願いします、こんな要請では天下のJAが泣くんじゃないかなと、JAの人に私はそう申し上げたいと思います。

そういうことで若狭町は先ほど申しましたように、県下では1、2を争う地産地消の学校給食です。かつ、また福井県全体で先ほど述べましたように、この10年間で10%以上上がるとのわけですね。これは彼らがあと努力して、さらにそれを含めることであって、多分全中、全国中央会から全国一律にこれを出せよと言ってJAはやられたんじゃないかなろうかと。敦賀及び若狭JAは地元の状況をいろいろわかつともんだから、要請はしますけど文書は出さなくて結構です。こんないいかげんな要請書やないかと、請願書やないかと私は思ひまして、情的なこともありますけども、余り賛成に乗る気はないなということでお話をさせていただきました。

○議長（原田進男君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

請願第3号及び第4号に対する委員長の報告は採択であります。

請願第3号「農業振興に関する請願書」及び請願第4号「農業振興に関する請願について」を、採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（原田進男君）

起立多数です。したがって、請願第3号「農業振興に関する請願書」及び請願第4号「農業振興に関する請願について」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」に、対する

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択であります。

この陳情を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、陳情第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第2号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情について」に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

この陳情を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、陳情第2号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情について」は、採択することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

(午後 1時34分 休憩)

(午後 1時35分 再開)

○議長(原田進男君)

再開します。

お諮りします。

ただいま渡辺英朗君から、発委第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」及び発委第3号「全国森林環境税の創設に関する意見書について」が提出されました。

この2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。よって発委第2号及び発委第3号をそれぞれ日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

～追加日程第1 発委第2号から追加日程第2 発委第3号～

○議長(原田進男君)

追加日程第1、発委第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」を議題とします。意見書(案)についてはお手元に配付のとおりです。

本案について提出者から趣旨説明を求めます。3番、渡辺英朗君。

○3番(渡辺英朗君)

それでは、発委第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」提案の趣旨説明を申し上げます。

地方自治体は子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や、マイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割であり、財政再建目標だけを達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため2018年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であり、お手元の案のとおり意見書を政府関係機関に提出したいと考えます。

何とぞ趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案の趣旨説明いたします。

○議長(原田進男君)

提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発委第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は、起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、発委第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、発委第3号「全国森林環境税の創設に関する意見書について」を議題とします。意見書(案)については、お手元に配付のとおりです。本案について、提出者から趣旨説明を求めます。3番、渡辺英朗君。

○3番(渡辺英朗君)

発委第3号「全国森林環境税の創設に関する意見書について」提案の趣旨説明を申し上げます。

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されており、その達成のためにはとりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっています。

しかしながら森林を多く所有する山林地域の市町村においては、木材価格の低迷や、林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など厳しい情勢にあるほか、市町村が森林吸収源対策及び担い手の育成等、山村対策に主体的に取り組むための恒久的かつ安定的な財源が大幅に不足しています。

このような中、政府・与党は「平成29年度税制改正大綱」において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて、国民に等しく負担を求めることを基本とする、森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を

示したところです。

もとより、山林地域の市町村による森林吸収源対策の推進や、安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源強化は喫緊の課題であり、お手元の案のとおり意見書を政府関係機関に提出したいと考えます。

何とぞ趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明いたします。

○議長（原田進男君）

提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発委第3号「全国森林環境税の創設に関する意見書について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、発委第3号「全国森林環境税の創設に関する意見書について」は、原案のとおり可決されました。

～日程第26 議案第64号から日程第27 議案第65号～

○議長（原田進男君）

次に、日程第26、議案第64号「工事請負契約の締結について（農山漁村振興交付金 みさき漁村体験施設改修工事）」及び日程第27、議案第65号「工事請負契約の締結について（花回廊ゲートウェイ整備事業 縄文ロマンパーク再整備工事）」の2議案を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第64号及び議案第65号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第64号につきましては廃校しました岬小学校・三方中学校岬分校をみさき漁村体験施設に改修する工事をさせていただくものであります。去る9月20日に指名競争入札を実施しましたので、工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第65号につきましては、縄文ロマンパークの再整備工事をさせていただくもので、これらにつきましても9月20日に指名競争入札を実施しましたので、工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

以上、説明申し上げましたが、御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。ただいま上程いたしました2議案について、理事者から詳細説明を受けるため、暫時休憩します。

（午後 1時46分 休憩）

（午後 2時19分 再開）

○議長（原田進男君）

再開します。

休憩前に引き続き、上程中の2議案を議題とします。提案理由の説明が終わっております。

これより、質疑を行います。

上程中の2議案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第64号「工事請負契約の締結について（農山漁村振興交付金 みさき漁村体験施設改修工事）」について討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行いません。

議案第64号「工事請負契約の締結について（農山漁村振興交付金 みさき漁村体験施設改修工事）」本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号「工事請負契約の締結について（花回廊ゲートウェイ整備事業 縄文ロマンパーク再整備工事）」について、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第65号「工事請負契約の締結について（花回廊ゲートウェイ整備事業 縄文ロマンパーク再整備工事）」本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第28 諮問第3号～

○議長（原田進男君）

次に、日程第28、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、諮問第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在御就任いただいております人権擁護委員の吉田正氏が、平成29年12月31日をもって任期満了となりますので、新たに中村正一氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を願います。

中村正一氏は、長きにわたり町内外の小中学校で教員を務められ、平成28年3月に若狭町立瓜生小学校校長を最後に退職されました。そして、現在は三十三公民館館長として勤務され、傍ら、さまざまな分野で地域活動に積極的に参加され、地域のまとめ役として御活躍をされており、人格、見識が高く、人権擁護についての理解があり、人権擁護委員として適任であると認められます。

以上、御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。ここで暫時休憩します。

（午後 2時23分 休憩）

（午後 2時24分 再開）

○議長（原田進男君）

再開します。

諮問第3号についてお諮りします。本件はお手元に配付した意見書のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付した意見書のとおり答申することに決定しました。

～日程第29 議員の派遣について～

○議長（原田進男君）

次に、日程第29「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれの議員を派遣することにしたいと思います。なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。よって、若狭町議会議員の派遣についてはお手元に配付のとおり、派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもって、平成29年第5回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会は、9月4日開会以来、本日まで24日間にわたり、提案されました平成28年度一般会計ほか、各特別会計及び各企業会計決算の認定を初め、条例の制定、一部改正並びに平成29年度補正予算など、重要議案につきまして終始熱心に、また慎重に御審議いただき、本日ここにその全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

月日のたつのも早いもので、間もなく10月を迎えます。10月以降においても、町

主催の行事や地域の行事が多く予定されておりますので、議員各位におかれましては、それぞれの行事に御参加賜りますようお願い申し上げます。

また、理事者各位におかれましては、健康管理に十分御留意され、本定例会において可決されました諸議案の執行に際しては、住民福祉向上のため、なお一層の努力を払われるよう希望するものであります。

終わりに、本定例会に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚く御礼申し上げます、閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

町長より閉会の挨拶があります。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、今月4日の開会以来、本日まで24日間にわたり開催いただきました。その間、平成28年度決算に基づく報告、平成28年度決算の認定、条例の制定及び一部改正、平成29年度補正予算に関する案件など、重要な案件について御審議を賜りました。

議員の皆様方には、提案させていただきました議案に対しまして、本会議並びに各常任委員会において御熱心に御審議をいただき、それぞれに適切なる御決議を賜り心から厚くお礼を申し上げます。議員の皆様方からいただきました御意見、御指導につきましては、今後の町政運営に十分留意してまいりたいと考えております。

さて、今月20日、若狭町中央公民館リブラ若狭におきまして、学校法人金井学園と若狭町との間で相互連携協定を締結させていただきました。また、あわせて西浦地区地域づくり協議会を含めた三者により、西浦地区交流促進協定を締結させていただきました。

これらの協定につきましては、廃校しました岬小学校・三方中学校岬分校を改修し、整備を行うみさき漁村体験施設を拠点として、地域間交流、観光交流を進め、未来を担う若者の人材育成、産業振興、地域の活性化を、それぞれの相互の協力により進めてまいる所存であります。

このように、産・学・官が連携、協働することで、若狭町の大きな目標であります交流人口の拡大、次世代の定住の促進に取り組んでまいりたいと思っておりますし、大きなはずみになったと思っております。

次に、福井しあわせ元気国体、国体に関連しまして、若狭町で実施されます競技のプレ大会が、国体の競技会場となります若狭さとうみパークなどを使用して、ゲートボー

ル競技につきましては、先週の9月23日に開催されました。また、来月15日には、グラウンドゴルフ競技につきましても開催されます。今後、来年の本大会に向けて、ますます国体機運を高めてまいりたいと考えておりますので、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、来月からイベントがございます。御紹介を申し上げますと、10月1日には熊川いっぷく時代村が開催されます。また、10月の14・15日につきましては、ハート&アートフェスタがそれぞれ開催されます。それぞれ多くの皆さんのお越しをお待ちし、楽しんでいただきたいと思いますと考えております。

最後になりましたが、来週から10月に入ります。朝夕を中心にめっきり秋らしくなっていてまいり、冷え込んでまいりました。議員各位におかれましては、健康に十分御留意を賜り、さらなる町政の発展のため、ますます御活躍いただきますよう御祈念申し上げます。閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

(午後 2時32分 散会)